問題点通知事案

① 信用取引に係る受入保証金の不適切な取扱い

〔保証金府令第７条第１項第３号〕

当社は、信用取引に係る受入保証金について、顧客の建玉の一部決済後の預託率が30％を超えていないにもかかわらず、顧客の決済損金への充当のため委託保証金（現金）の引出しを認めている事例が認められた。

② 顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況

当社において、顧客の投資信託に係る注文を適切に発注する体制が整備されていないため、投資信託の売付発注が遅延し顧客に損失を及ぼしている事例が認められた。

③ 金融商品仲介補助簿を作成していない状況

〔金商法第48条に基づく金商業等府令第184条第１項第３号イ〕

当社は、金融商品仲介業務に係る金融商品仲介補助簿を一部作成していなかった。

④ 登録事項の変更届出が行われていない状況

〔金商法第33条の６第１項〕

当社は、使用人（法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及びその者の権限を代行し得る地位にある者）が変更となったにもかかわらず、当局への変更届出を行っていなかった。

⑤ 誤った事業報告書が提出されている状況

〔金商法第48条の２第１項〕

当社は、登録金融機関業務の状況（店頭デリバティブ取引等の状況や登録金融機関業務に係る受入手数料の状況等）について、一部記載誤りのある事業報告書を当局に提出していた。

⑥ 個人情報の漏えい、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第６号〕

当社のほとんど全ての個人データの取扱において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」２－４においてその整備が求められる台帳を整備していない状況が認められた。

⑦ 反社会的勢力との取引遮断のための態勢が不十分な状況

当行は、反社会的勢力との取引遮断に係る態勢整備がなされる以前に投資信託等の口座を開設した者が、当行と金融商品取引の契約を締結する場合の取扱いについて、マニュアル等において何ら定めておらず、当該契約の際に、本店営業部及び各営業店から、反社会的勢力に関する一元管理等を行う担当部署に対し、その該当性に係る情報照会を行う態勢となっていないなど、当行における反社会的勢力との取引遮断のための態勢は実効性が確保されていない状況となっていた。

⑧ 機微情報に係る管理態勢の不備

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第７号〕

当社は、顧客等から受け入れた本人確認書類のうち、業務上必要がないにもかかわらず「本籍地」欄を塗りつぶさずに書類を保管している状況が認められた。

⑨ 「疑わしい取引の届出」の未提出

〔犯収法第９条第１項〕

当社は、登録金融機関業務において、顧客が口座開設後に反社会的勢力に該当すると判明した場合に、当社内で当該情報の共有を図る態勢が構築されていなかったことから、疑わしい取引の届出が提出されていなかった。

⑩ 証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況

当社は、顧客から投資信託の定時定額買付の中止依頼を受けていたにもかかわらず、営業員の失念により中止手続きが行われず、投資信託の買付資金が顧客預金口座から引き落とされ、買付が行われた。

その後、顧客より「定時定額買付が中止されていない。」との申出を受け、定時定額買付の中止手続き及び投資信託の解約手続きを行っている。

しかしながら、当該解約について、証券事故としての対応（損害賠償等）をすることなく通常に解約した結果、顧客は買付資金を下回る金額で解約し損失が発生した。

当社においては、証券事故に該当する可能性のある事例が発生した場合の具体的な報告・連絡体制について、社内規程・マニュアル等定めていないなど、証券事故発生時に適切な顧客対応を行うための内部管理態勢が不十分な状況であると認められた。

⑪ 信用取引に係る保証金の不適切な取扱い

〔保証金府令第４条〕

当社は、建玉を保有する顧客が追加建てを行った際の保証金必要額の算定にあたり、既存建玉の評価損等を加味しない等、誤った算出を行っていた。その結果、保証金について法令で定める必要額の預託を受けていない状況が認められた。

⑫ 電子情報処理組織の管理が十分でない状況

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第14号〕

当社は、外部委託先が開発・改修したＦＸ等取引システムを、以下のとおり十分なテストを行わないまま受け入れ、その結果、システム障害を多数発生させていた。

○ 受入テストを実施する際、一部の項目についてテストを実施していない。

○ 受入テストを実施しシステムエラーを確認できる状況にあったが、これを看過している。

⑬ 外債募残販売に係る取引の公正性確保のための内部管理態勢の不備

当社は、外債取引において、約定取消の可否に係る基準等の社内ルールが定められておらず、取引が成立した後に顧客から約定取消要請があった際に、その適否について何ら検討せず、安易に応じているなど、顧客による自己責任原則に基づく適正な投資判断を歪めかねない状況が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成24年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計18業者であり、９業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら９業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは３業者、財産・経理等に関するものは２業者、その他業務運営に関するものは７業者となっている。

⑴ 投資者保護に関するもの

勧告事案

① ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第38条第１号〕

（本章第７－２－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）

② 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第36条の３〕

（本章第７－２－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）

③ ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第52条第１項第９号〕

（本章第７－２－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）